

熊本県立大学改革推進委員会第1回会議及び同検討部会合同会議  
会 議 概 要

1 日 時 平成16年9月6日(月)10:00~11:45

2 場 所 熊本県庁本館13階会議室

3 出席者 別紙出席者名簿のとおり

4 議事概要

(1) 開会

知事あいさつ  
出席委員紹介  
設置要項説明

(2) 議事

会議の公開・非公開について  
資料1-1~資料1-4に沿って、事務局から説明。公開等要領中、「座長」と記載されている箇所を「委員長」に訂正するようにとの意見が出たほかは、特に異論はなく、委員全員一致で事務局提案どおり原則公開とすることに決定された。

検討部会について  
資料2-1及び資料2-2に沿って、検討部会の構成員、所管事項等について事務局から説明。委員からの意見を受けて、入学定員について、教育研究検討部会での検討事項とすることのほかは、事務局提案どおり決定された。

熊本県立大学の概要について  
資料3-2「熊本県立大学改革基本方針」中の「熊本県立大学の概要」及び資料3-3、資料3-4に沿って、事務局から説明。また、これまでの大学での改革へ向けた取組みについても併せて説明。その後、委員からの発言と事務局の答弁あり。

熊本県立大学改革基本方針について  
資料3-1、資料3-2、資料3-5~資料3-8に沿って、事務局から「熊本県立大学改革基本方針」及び地方独立行政法人制度について説明。その後、委員からの発言と事務局の答弁あり。

今後のスケジュールについて  
資料4-1、資料4-2に基づき、事務局から説明。その後、委員からの発言と事務局の答弁があり、事務局提案どおり了承された。

(3) 閉会

・次回日程及び意見・質問票について事務連絡

議事の詳細については、別紙のとおり

熊本県立大学改革推進委員会第1回会議及び同検討部会合同会議  
出席者名簿

知事	潮谷 義子（冒頭あいさつのみ）
委員長	北川 正（熊本県総務部長）
委員	
有識者	宮崎 邦雄（金剛株式会社代表取締役社長） 良永 彌太郎（国立大学法人熊本大学法学部長） 石川 博敏（公立高等学校校長会会長、済々黌高校長） 高崎 信次（九州看護福祉大学事務局次長） 豊永 類子（前NHK文化センター熊本支社長） 若木 陽子（日本赤十字社熊本健康管理センター管理栄養士）
熊本県	角田 岩男（総務部次長）
県立大学	梅林 誠爾（学長） 元吉 瑞枝（文学部長） 大和田 紘一（環境共生学部長） 中宮 光隆（総合管理学部長） 豊田 貞二（事務局長）
検討部会委員	
組織・運営	徳永 紀美子（文学部助教授） 中島 熙八郎（環境共生学部教授） 松野 了二（総合管理学部教授） 津曲 隆（総合管理学部教授）
教育研究	山田 俊（文学部教授） 福岡 義之（環境共生学部助教授） 荒木 昭次郎（総合管理学部教授） 半藤 英明（文学部教授）
財務会計	弘谷 多喜夫（文学部教授） 松添 直隆（環境共生学部助教授） 森 美智代（総合管理学部教授） 深津 和彦（環境共生学部教授）
事務局	
私学文書課	市川 靖之（課長） 村山 栄一（総務審議員） 稲葉 智裕（主幹） 坂本 久敏（参事） 枝國 智一（参事）
県立大学	倉永 保男（事務局次長） 吉田 雄治（企画課長） 石野 公浩（総務課長） 上野 弘成（教務課長） 松本 申一（学生課長） 桂 重則（図書館事務長） 野白 三郎（企画課主幹） 元島加奈子（企画課参事）

熊本県立大学改革推進委員会第1回会議及び同検討部会合同会議  
委員意見及び事務局答弁詳細

1 会議の公開・非公開について  
特になし

2 検討部会について

【高崎委員】

資料2-1についてですが、この検討部会の中で、入学定員についても検討する予定でしょうか。なぜお尋ねするかといいますと、今説明がありました（資料3-2の）21ページの中で、平成16年5月1日現在の入学定員と総定員、それと学生数の数字があがっていますが、その中で特に、県立大学の志願者数と競争倍率が非常にいいというようなことですが、入学定員をそれぞれ40人4年間で160人という数字なのでは、環境共生学部のところで、入学定員が40人、総定員が160人のところで、学生数が167人、168人ということは、私どもの大学では2%弱でしょうか、退学したり途中で出て行く学生がいるが、そうしますと、その間の授業料につきましては、原資となる財源がなくなってくるというようなことでもございますので、これが160人台で推移していることではございましたら、やはり入り口のところの入学定員につきましても、この検討部会の中で、志願者が多いのであれば、入学定員を増やしたりするような、そういう原価計算と申しますか、そういうことをするようなことも必要になってくるのかなということも思いますので、意見を言わせてもらいました。

【事務局】

今、ご質問のありました入学定員についてお答えいたします。資料2-1の中で所管事項について各検討部会それぞれ記載しておりますが、入学定員につきましては、今のところ特段記載はしていないところでございますが、この入学定員につきましては、あり方検討会議の場におきましても、たとえば総合管理学部であれば280人、県立大学の中では比較的入学定員が多い学部でございますけれども、少子化の中、それから高等教育としての質の確保、そういった観点から定員280人というのは適当であるのかどうかというような意見もいただいているところでございます。そういった観点から、定員につきましては、どこの検討部会でというのは今のところ特段定めていないところではございますけれども、高等教育としての質の確保という観点から考えますと、教育研究検討部会あたりで検討する必要があるのではないかとというふうに考えているところでございます。その中身については、教育研究検討部会の審議を進める中で、その質の確保という観点から検討していく可能性があるというところでございます。

#### 【梅林委員】

菅野学長のもとでまとめました「熊本県立大学基本構想・基本計画」の中で、今おっしゃいました入学者の定員について検討するという内容があります。社会の要請に応じて各学部の定員について検討するという、「入学者の受け入れに関する受け入れに関する目標」の最初の項目として、そのようにとらえております。それぞれの学部の教育の質を確保する、あるいは、学部だけではなく、大学院の位置づけもよく検討した上で、学生定員について、文学部、環境共生学部、総合管理学部の3つの学部において検討を行うということを大学としては決めております。

#### 【高崎委員】

ゆとり教育の入学生が2006年。その場合の学生の質の向上を保つというのは、今後検討していかなければならないということもあるんですが、そういうことも当然踏まえた中で、検討部会の中で学生の質を向上させるような手段、手だてを考えていかなければいけないのかなと思っております。

#### 【委員長】

それでは、今事務局から発言がありましたように、資料2-1の中には入っておりませんが、大学のあり方の検討会でも検討するということになっておりますし、重要な要素だと思いますので、教育検討部会に入れたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(委員全員の了承)

それでは、この教育研究検討部会のところで定員についても検討していただくということをお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

### 3 熊本県立大学の概要について

#### 【豊永委員】

地域交流センターは、組織として独立していないという説明でしたが、現在はどのようなスタッフで、どのような構成で運営されているのでしょうか。

#### 【事務局】

現在は、事務局企画課の中に、担当職員が他の仕事と合わせまして取り組んでいる状況です。正式に地域交流センターのセンター長という形できちんと配置しているわけではありませんで、そのセンター長につきましては、地域交流委員会の委員長に務めていただくということで今動いておりますけど、できるだけ実質的に動けるような形に持って行きたいと思っております。ただ、実情はそういうところです。一つの事務局企画課の職員が、他の仕事と合わせて今担当しているという状況です。

【豊永委員】

専任スタッフではないのですか。

【事務局】

はい、専任ではありません。

【宮崎委員】

今回、県立大学の今後のあり方について、県として抜本的にご検討されることは、大変あるべき姿に近づいているのではないかなとは思っております。といいますのは、まず一つは、ここにあります少子高齢化がございますが、国のお金がどんどんなくなってしまって、三位一体改革ではございませんが、地方と中央のあり方が全く今までの感覚では考えられない、新しい情勢が起こりつつあるというのが大きな背景にあるかと思えます。そういう中で、各地域で、たとえば京都あたりは、地域コンソーシアムといいますか、大学コンソーシアムをつくったりしまして、必死に生き残りということをやっています。今日は、良永先生いらっしゃいますけれども、熊本大学も含めて5大学の学長さんがたしかお集まりになられたんじゃないかと思えますけれども、やはりそんな話が出てきているようでございまして、やはりそういった広域で、あるいは広い範囲で物事を考えていかざるを得ない時代になってくるんじゃないかと思っております。特に熊本の場合は、6、7年後に新幹線が開通いたします。そうしますと、博多まで25分ぐらいでいけるわけですが、そうしますと、従来と全く違った感覚で、大学なりなんのあり方が変わっていくわけございまして、そういったものも踏まえまして、今日の時点で、県立大学の本当のあり方ということをしつかり研究して、ゆるぎない方針を出していただくという、非常にこの会議そのものは、時宜を得たものではないかなと思っております。そういう意味では、どちらかといいますと足下の話と、それから先々の話、世界の動きを含めたそういったところをこの会議の議題としても取り上げていただくと、満点とまではいきませんが、割と末永い対応にできるかという気がいたしますので、その点よろしくお願いいたします。

【委員長】

一番最初に説明がありましたように、委員さんの任期が平成18年3月までということで、その間、検討部会やこの委員会も何回もありますので、そのへん十分詰めていきたいと思っておりますので、各委員の皆さん方のご協力をお願いいたします。

#### 4 熊本県立大学改革基本方針について

【高崎委員】

学生の確保というのが、これから先ますます困難になってくるのかなと思って

いる中、全国にある大学の中で、2分の1くらいが最終的に統合されてなくなるという意見もある中で、二極化がますます進んでくるのじゃないかなと思います。一つは、高度な知識や研究者を養成することを目的とした大学、二つめとしましては、ある種の知識なりスキルを身につけさせる専門学校的な大学というようなことに、私の考えでございますけれども、そういうように二極化する中で、今後、県立大学の役割が大変重要になってくるのかなというふうに思います。先程の説明の、今回の資料の10ページにも、権限と責任が明確になる、法人の長に権限を集中させることによって、責任ある意思決定が可能となりますという、このような改革実現のための方策ということで謳ってございます。法人が大学を経営するんだらうというふうに思っておりますけれども、公立大学ですので、その辺は私学と若干違う面があるのかなというふうには思いますけれども、私の私見でございますけれども、11ページに、法人の長として理事長を置きますと、原則として理事長が学長を兼務しますということで書いてあるわけですが、その10ページにあるような権限と責任をより明確にするということを考えれば、大学経営の面については理事長、教学面の一切の責任については学長先生というような2つ別々に置く必要が、私、まず改革においての基本姿勢として必要じゃないのかなと思っている次第でございます。

それと合わせまして、12ページのところに、理事長の権限の行使をチェックし、また法人運営に関する重要事項や知事認可・承認が云々と書いてありますが、理事会が理事長の権限の行使をチェックするというようなことで理解していいんでしょうか。

#### 【事務局】

ただ今お話のありました理事会の件でございますけれども、最終的には、法人運営に関する重要事項や、知事認可・承認の必要な事項については、理事長の責任の下、最終的には決定するわけでございますけれども、その理事長が決定する前に、この理事会において重要事項などについて審議するという形で、理事長の権限行使についてチェックしていくという形になるのかなと考えております。これについては、私学も同様な形で行われているかなというふうに思っております。

#### 【高崎委員】

権限の行使のチェックということになると、監事の役割ではないかなと思うものですから。理事会で審議した後、理事長が決定するというので、行使をチェックすると書いてあるものですから、理事会が理事長の権限の行使をチェックするのかなと、ちょっとそこ思ったものですから。

それから、2点目なんですけど、その上の方に、下から2行目の右側の方に、理事長が選考、任命しますということで、各学部の先生、研究科長の先生方につきましては、理事長が選考、任命しますというようなことでしょうか。理事

会とか教授会に諮るとかというようなことは全然ないのでしょうか。

#### 【事務局】

最終的なこういった役職者、それからいろいろな審議につきましても、最終的な権限につきましては当然理事長ということになっておりまして、当然理事長が任命するということになっておりますけれども、その選考過程において、こういったふうに理事会、それから教授会なども含めまして、その選考過程をどういうふうに決めていくのかというのは、まさにこれから検討部会を踏まえ、この推進委員会でも検討していきたいと考えているところでございます。

#### 【委員長】

よろしいですか。今申し上げましたように、最終的にはここに書いてあるとおりですが、その過程をどうするのかは今後の議論の問題だと思います。

それから、理事長と学長を一緒にという話もちょっとありましたけど、これにつきましては今のところ全く白紙の状況でこの委員会にお諮りするようにしてありますんで、議論していただければと思います。

#### 【良永委員】

個別的な項目については、いろいろこれから検討部会で集中的に審議を進めていかれると思います。あと日程のこととからむと思いますけれども、法人化が平成18年4月ということで、これは多分動かないと我々承知してここに座っているわけですが、そうするとあと1年半でございますね。1年半でこれだけのものをこれから検討し、最終的に定款の策定、実際に着手されたらお分かりになると思いますけど、大変なことであると思っております。それで、一つは、大学内部で、学長先生今日ご出席でございますけれども、法人化ということは、設置者としての決定事項でございますので、大学の構成メンバー、特に教員の方々でございますけれども、真正面からこれを受け止めて、乗り切っていくという覚悟を決めておいていただかないと、なかなか難しいのではないかと、そういう気がしております。それは、どこの大学もいろいろ議論はあろうと思いますけれども、波が来た場合に、逃げないで前に出てほしいと、私の希望でございます。それから、設置者側におかれましては、大学は非常に苦しい境遇にたつと思いますが、あくまでも熊本県立大学を充実、発展させるという視点から、財政的な面も当然でございますけれども、あくまで基本線を崩さないで、県立大学をしっかりと支えていってあげていただきたい。準備過程でそれが具体的に出ると思おおいます。本気でやるつもりがあるのか、県の方がです。県が逃げると、これは大事おおになります。大学の先生方、必死になってこれに取り組まれるでしょうから、県の方としてもこれを一緒になって、車の両輪と申しましょうか、乗り切っていくということ、こちら覚悟していただきたい。我々も、こうして座ってできるだけのことはしたいと思っております。あと、細かいことはいろいろありますけれども、この点はもう少し慎重に検討してほしい

というようなことも、なくはございません。が、今日はその点については発言は差し控えさせていただきます。

【委員長】

ありがとうございました。平成18年4月を目指してやるというのは、先程知事があいさつの中で言われましたので、我々もそれに向かっていきたいと思っております。大学につきましても、今日は学長先生がおられますので、ひとつどうぞ。

【梅林委員】

ありがとうございました。おっしゃるよう大変な仕事でございます。それで、設置者の方で、平成18年4月という目標、目処を定められましたので、大学としても、そういう時間も考えて、精一杯努力していきたいと思っております。しかし、それにしましても、設置形態も含め大学の教育研究もあらゆる面を検討せよということですので、非常に大変で。それで、実際の議論は、後でスケジュールの話になりますけれども、定款の議会の提案等の期日等も考えますと、本年度中に、場合によっては、この1月くらいまでに、大筋を学内では検討しないといけないという、非常に短いと思っております。しかし、そういうことはありますけれども、先程申し上げましたように、一つは、菅野前学長が、熊本県立大学基本構想・基本計画をまとめてくださっております。これを私たちは財産として活かしていきたいと考えております。是非ごらんになっていただきたいと思っております。それと、まだ法人化の問題については、学内では十分勉強していないわけですが、早く勉強をいたしまして、大学としての意思も一つ明確にするということは、やはりこの委員会に参加する以上、一つの責任であろうと思っております。同時に、自分の意思、大学の意思、大学の考えを明確にするだけではなくて、やはり有識者の先生方のお考え、これに学びながら、設置者と十分前向きに協議、検討をいたしまして、平成18年4月を迎えたいと、これであれば県立大学の教育研究がさらに発展するという確信をもって、平成18年4月、法人化を迎えたいと考えております。よろしくお願いいたします。

5 今後のスケジュールについて

【委員長】

今説明がありましたように、非常に短い期間で多くのことを検討するということで、各部会大変だと思っておりますけれども、これにつきまして、それぞれ御意見、御質問等ありましたらお受けしたいと思います。

【良永委員】

細かいことで恐縮でございますが、公立大学の法人化の場合の教職員の方々



の身分は非公務員ということですよ。ということで、労働関係の適用法令は、国立大学法人の場合は、労働三法でございました。これは同じでございますか。

**【事務局】**

人事関係につきましては、国立大学法人と同様に非公務員ということになりますので、民間の法律がそのまま適用されることになりますので、労働三法が適用されることになります。

**【良永委員】**

そうしますと、例の就業規則を定めたり、就業規則をやりますと、当然過半数労働代表者の仕組みも入ってきますので、これは大変な作業のようです。人事・労務関係はどこでされるのかなと思ってちょっと気になったものですから。

**【事務局】**

(資料4-1で)組織・運営検討部会の左から3番目のところに、人事・給与・労務というところを一本つくっておりますけれども、基本的には、この組織・運営検討部会の中でそういったものにつきましても検討していきたいと考えているところでございます。

**【委員長】**

ほかにありませんか。ないようでしたら一応こういう形で、多少柔軟性を持って対応していきたいと思いますが、できるだけそれぞれ部会の中での検討をよろしくお願いしたいと思います。